

岩手県告示第530号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成26年7月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施行者の名称 大槌町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 大槌都市計画道路事業3・5・7号町方大ケ口線
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分 上閉伊郡大槌町末広町並びに大槌第14地割字屋敷前、第16地割字大石前及び第17地割字上向川原地内
 - (2) 使用の部分 上閉伊郡大槌町大槌第14地割字屋敷前地内
- 4 事業施行期間 平成26年7月11日から平成28年3月31日まで